

1 4 景 觀

14 景観

事業名	あなたが選ぶかごしま景観大賞(R3～)		
事業内容	あなたが選ぶかごしま景観大賞は、県内の良好な景観の形成に特に功績があった方を表彰することにより、県民の皆様方の良好な景観の形成に対する認識を高めていただき、個性豊かで魅力あふれる景観の形成を推進することを目的として実施するもの。		
助成等の要件	① 表彰対象 県内に存する良好な景観を保全・創出するための活動をしている個人又は団体 ② 賞の種類 大賞:1件 優秀賞:2件程度 ③ 募集方法…自薦他薦は問わない。 ④ 審査方法…庁内審査を行い、選定されたものについて県民等による投票を行うとともに審査会を実施する。		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人・団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課土地利用係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2438
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/kagoshima-keikantaishou-home.html

事業名	景観アドバイザー派遣制度(H11～)		
事業内容	市町村や地域づくり団体等による地域の特性を生かした景観づくりを支援するため、景観形成に係る助言・指導を行う景観アドバイザーを派遣する。 ① 景観アドバイザーとは 知事に委嘱された景観形成に関して専門的な知識及び経験を有する学識者や実践者 ② 助言等の内容 ア 市町村景観形成基本計画の策定その他景観形成施策の推進等に関する助言・指導 イ 景観シンポジウムの開催その他景観形成の普及・啓発等に関する助言・指導		
助成等の要件	① 派遣対象 市町村、地域づくり団体、公共的団体及び県の機関。公共性のない個人や企業等については、派遣の対象とはならない。 ② 派遣の人数及び回数 ア 市町村景観形成基本計画の策定その他景観形成施策の推進等 原則として、その申請に対して1回1人、1年度内4回の派遣を限度とする。 イ 景観シンポジウムの開催その他景観形成の普及・啓発等 原則として、その申請に対して1回3人、1年度内1回の派遣を限度とする。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人・団体など、県の機関		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課土地利用係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2438
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/adviser/index.html

事業名	みんなの港サポート推進事業(H22～)		
事業内容	<p>県が県管理港湾や海岸の清掃・美化活動を行った地域の自治会、ボランティア団体、NPO、企業等に対して支援を行い、ボランティア活動の普及啓発を図るとともに、共生・協働事業を推進する。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美化活動経費の補助 ・ボランティア活動保険の助成 ・サインボードの設置 		
助成等の要件	県管理港湾又は海岸の年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の美化活動を行う団体又は個人		
助成対象	集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足	県管理港湾・海岸		
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部港湾空港課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3636
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、情報提供、その他	関連HP	http://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kanri/minatosapo.html

事業名	街なみ環境整備事業(H5～)		
事業内容	<p>住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとするおのいる住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う。</p> <p>協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業。</p>		
助成等の要件	<p>対象区域が1ha以上で、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員4m以上の道路に接しない住宅の割合が7割以上であり、かつ住宅の戸数の割合が1ha当たり30戸以上であること。 ・ 幅員6m以上の道路の延長が道路総延長の1/4未満であり、かつ公園、広場及び緑地の面積の合計が区域面積の3%未満であること。 ・ 地方公共団体の条例等により、景観形成を図るべきとされているところ。 		
助成対象	市町村、協議会		
その他補足	一定の要件を満たす住環境の整備改善が必要な地区		
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局市街地住宅整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html